

令和5年度 第3回  
専門部会（テーマ別分科会）

精神障がい者が地域で安心して暮らすために  
～精神障害にも対応した地域包括ケアシステム  
の強化に向けて～

岐阜市保健所 地域保健課

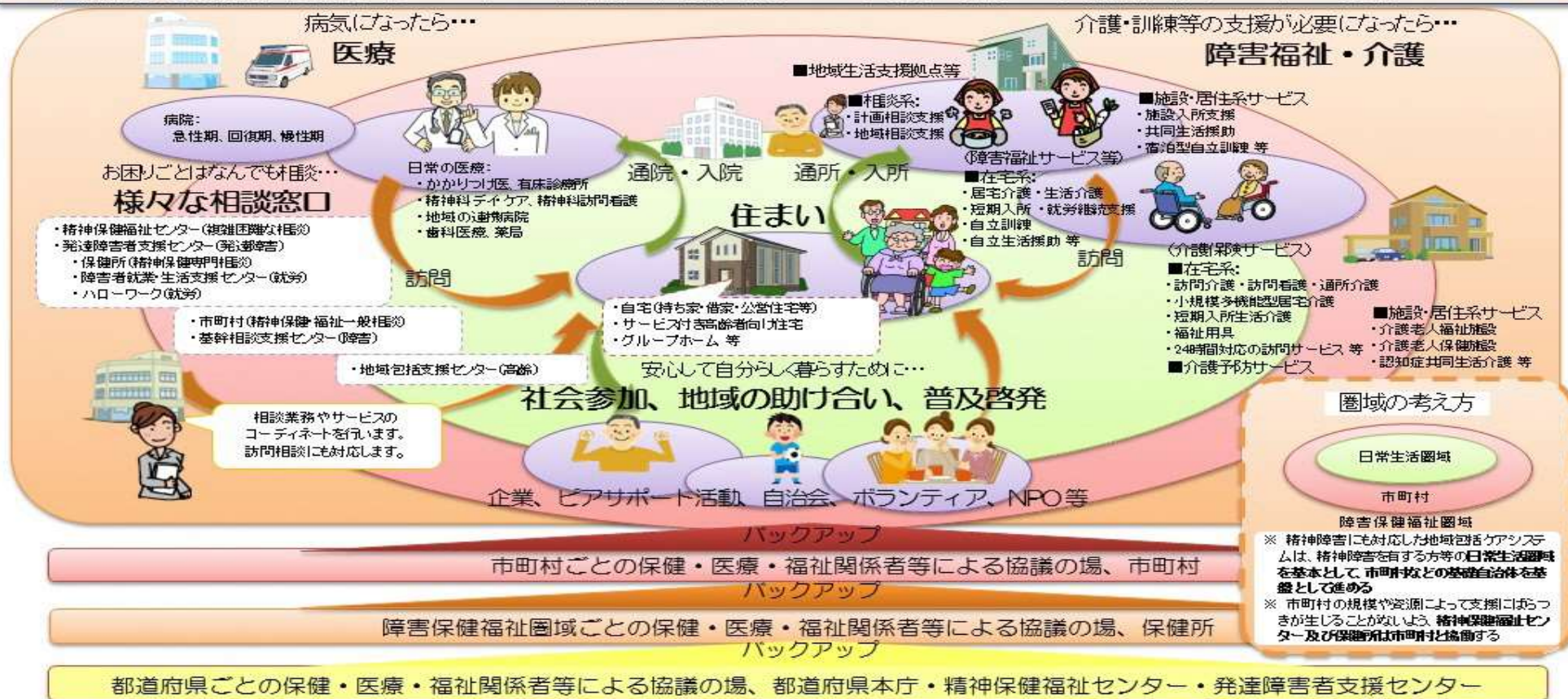
1、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム  
（にも包括）とは

2、岐阜市の相談支援体制（精神保健分野）につ  
いて

# 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）とは

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）とは

## ▶にも包括に関連する国の方針

・平成29年2月の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書では、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障がい者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にした。

・令和3年の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討会」報告書では精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた基本的な考え方、今後の方向性や取り組みが整理され、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要があるとされた。

# 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）とは

## ▶市町村相談体制の整備

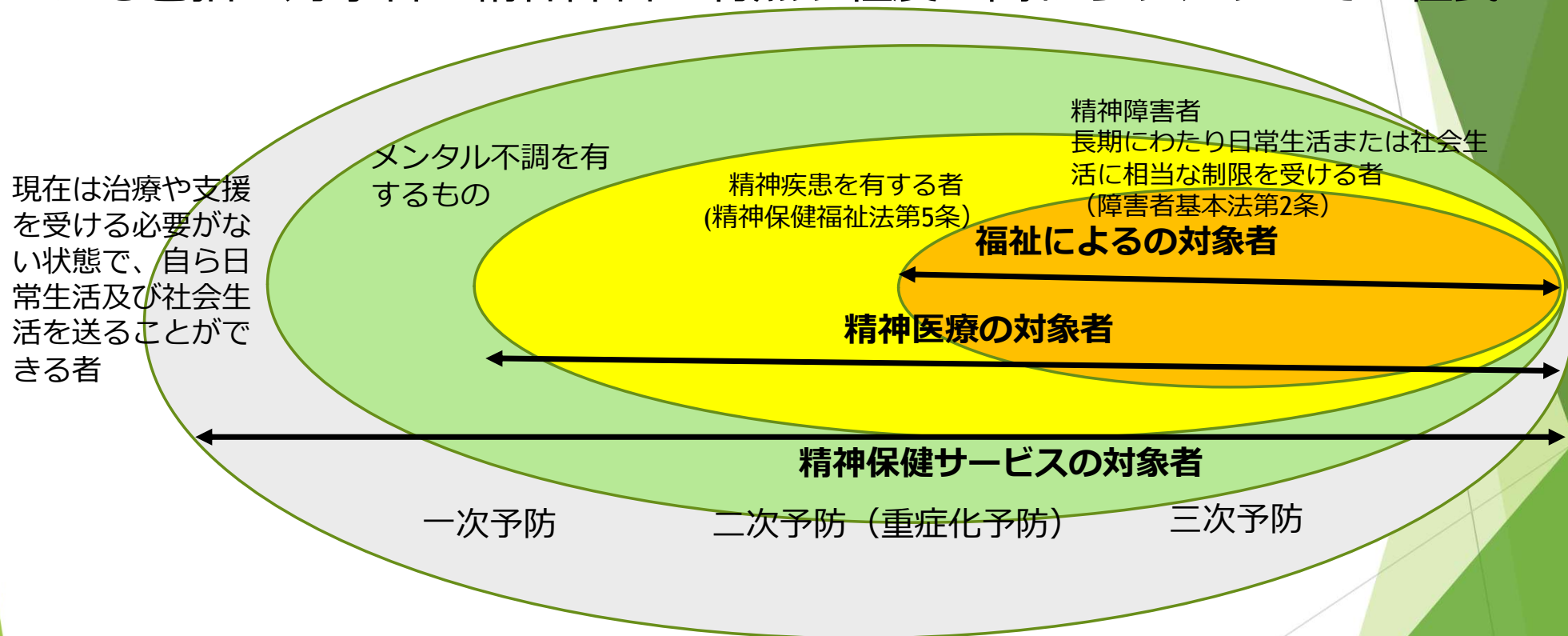
- ・令和4年に令和5年以降の改正精神保健福祉法の概要が示された。
- ・その中で、令和6年度から「自治体の相談対象支援の見直し」として「市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となる」となることとなった。

### <参考>

精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、政令市・保健所設置市以外の市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。

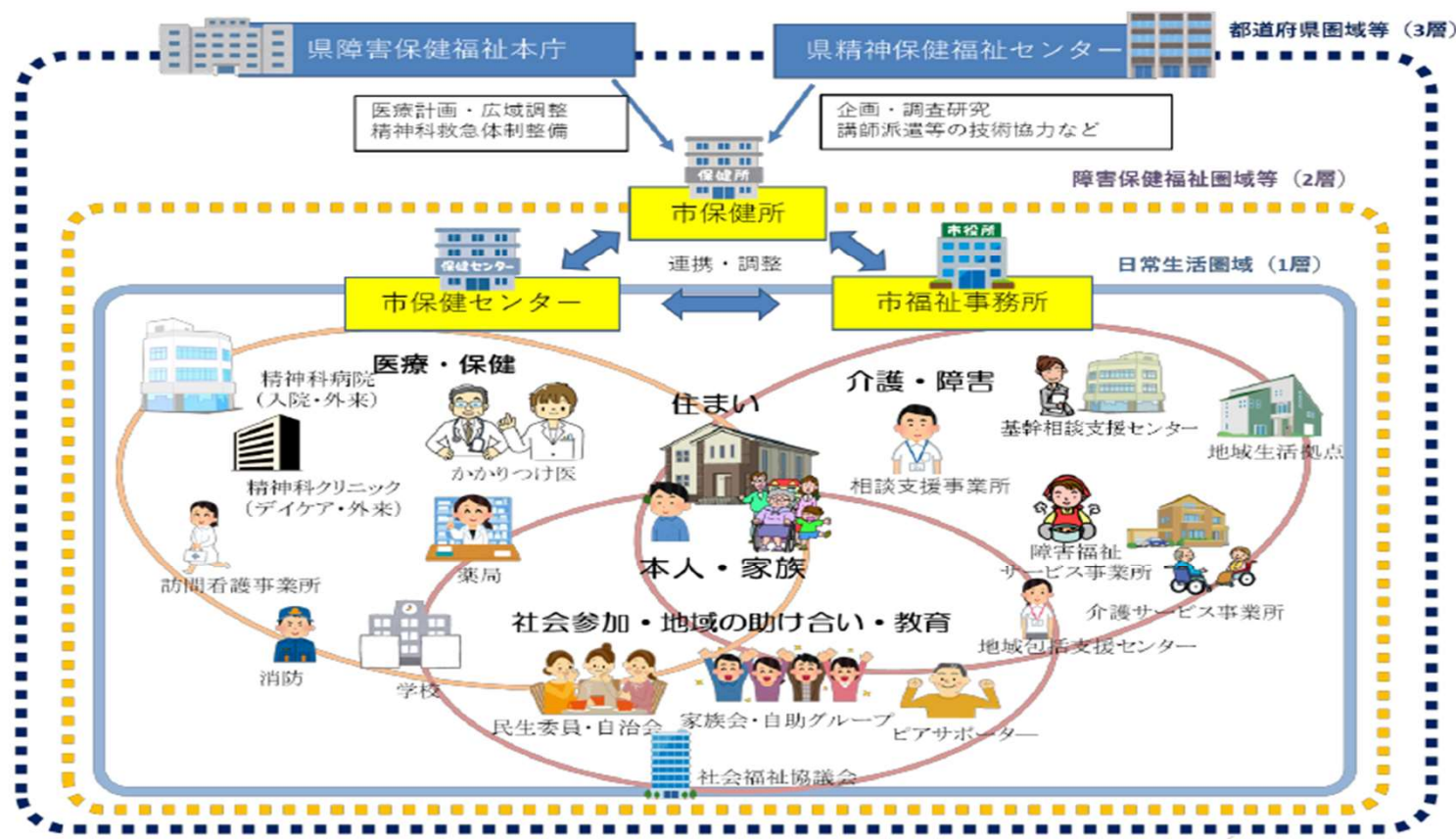
# 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）とは

にも包括の対象者：精神障害の有無や程度に関わらず、すべての住民



# 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）とは

## ▶中核市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）

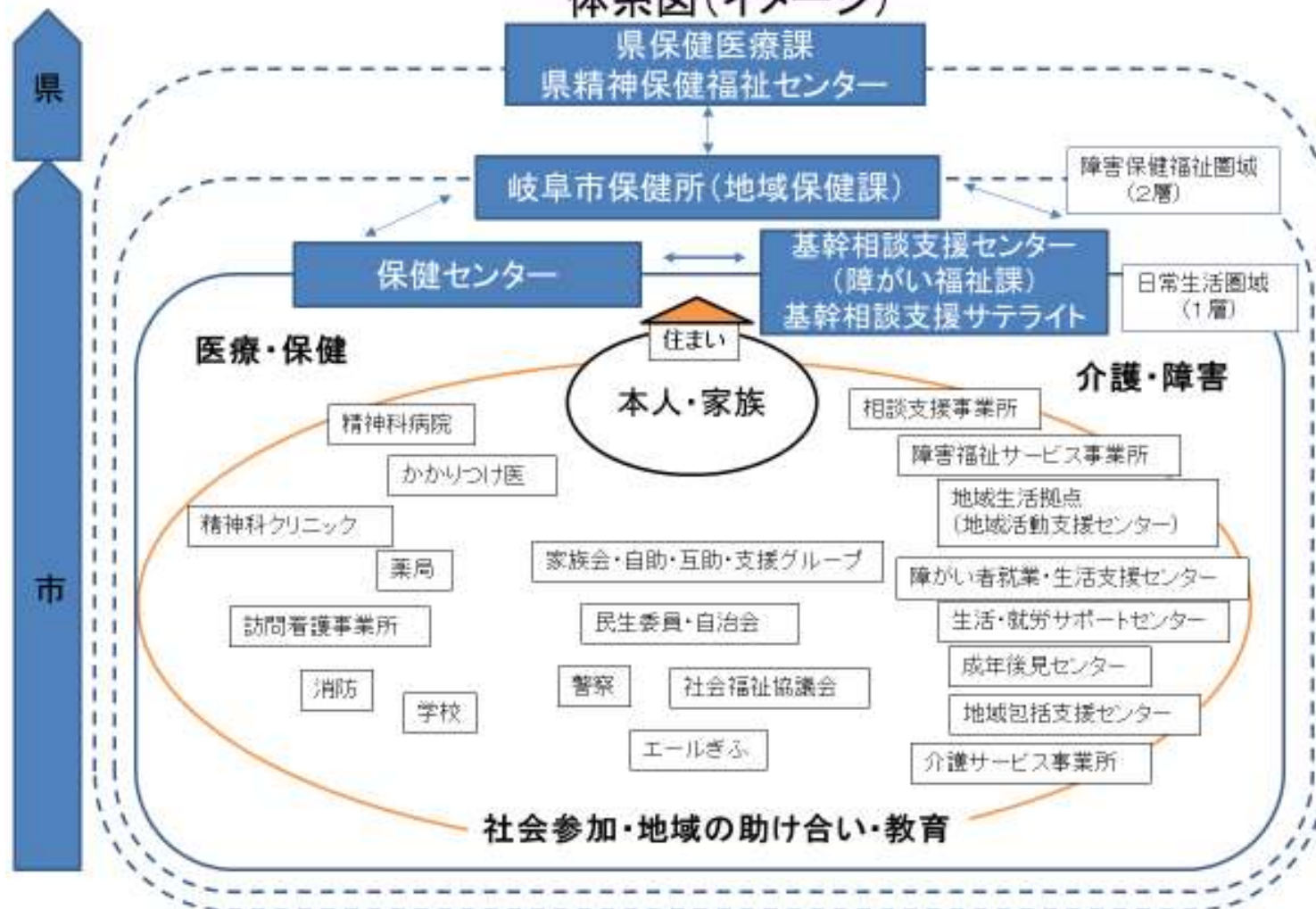


「令和3年2月15日 第8回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 資料1 自治体の精神保健」から抜粋

## 2、岐阜市の相談支援体制（精神保健分野）について

岐阜市における相談支援体制（精神保健分野）

体系図（イメージ）





## 2、岐阜市の相談支援体制（精神保健分野）について

### ▶岐阜市の「にも包括」構築に対する考え方

- ・岐阜市は中核市で保健所設置自治体であることから、精神保健福祉法第47条の規定により、精神保健に関する相談支援業務を主体で実施してきた。（⇔保健所非設置の市町村は、都道府県が主体で精神保健に関する相談支援業務を実施。）
- ・そのため、相談支援を行う中で必要な関係機関と連携しながら対応してきたことから、保健所非設置の他自治体と異なり、地域包括ケアシステムの概念はすでに持っている。
- ・岐阜市においては、これら関係機関とのネットワークを確認するとともに、その繋がりをより強固にすることで、「にも包括」の構築を図る。
- ・各機関がどのようなことをしているのか、どんなことが出来るのかを知ることで相談したり、協働したりすることに繋がる。

# まとめ

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっている上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

